

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者（被採用者）が自己都合により入社後３ヶ月未満で退職した場合、退社時期に応じて、受領した紹介手数料を、下記の表に従い返還するものとします。

退社時期	返還する紹介手数料
入社から３ヶ月未満	５０％

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されないものとします。

* 返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社コチキャリ

有料職業紹介事業許可番号 （13－ユ－317505）